

## 公認心理師法概要

### 一 目的

公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

### 二 定義

「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

### 三 試験

公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。

- ① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
- ③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

### 四 義務

- 1 信用失墜行為の禁止
- 2 秘密保持義務（違反者には罰則）
- 3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

### 五 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。（違反者には罰則）

### 六 主務大臣

文部科学大臣及び厚生労働大臣

### 七 施行期日

一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 八 経過措置

既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。



## 具体的な検討事項（案）

1. 公認心理師のカリキュラムに関する基本的な考え方
  - 1-1 公認心理師に求められる役割
  - 1-2 公認心理師に必要とされる知識及び技術
  
2. 公認心理師のカリキュラム
  - 2-1 公認心理師となるために必要な科目
    - ・ 大学及び大学院における必要な科目（法第7条第1号及び第2号）
    - ・ 経過措置における施行前及び施行後の大学及び大学院における必要な科目（法附則第2条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号）
  - 2-2 教育内容の例（実習・演習科目を除く）
  - 2-3 実習・演習の内容
  
3. 大学卒業後の実務経験
  - 3-1 実務経験の範囲（施設及び期間）
  
4. 国家試験
  - 4-1 試験科目
  - 4-2 国家試験に係る基本的な事項について
  - 4-3 現任者に対して免除する試験科目
  
5. 現任者講習会科目と時間数
  - 5-1 現任者の範囲について
  - 5-2 講習会の内容と時間数
  
6. 公認心理師試験受験資格
  - 6-1 その他準ずるもの

# 臨床心理技術者の職域と主な職務内容

	具体的な勤務先の例	支援を要する者等	主な職務内容	協働職種	他分野との関係(※)
保健医療 に関する分野	病院・診療所 (精神科、心理相談部門、小児科等) 保健所・保健センター 精神保健福祉センター	患者 患者家族 地域住民 乳幼児	面接・検査・集団療法 カンファレンスへの参加 訪問支援 講演・研修会 電話相談、情報提供 等	医師、看護 師その他の 医療職種	他機関と連携
福祉に関する分野	児童福祉施設 障害者福祉施設 高齢者福祉施設 児童相談所 等	施設利用者 利用者の家族	面接、グループワーク 各種プログラムの実施 家族関係の調整、 地域支援、広報活動	施設職員	必要に応じて医 療機関や教育 機関と連携
教育に関する分野	小学校、中学校、高等学校等 特別支援学校 予備校、大学等(学生相談) 教育センター等(教育相談)	児童・生徒・学生 保護者 教職員	児童生徒への相談・助言 教職員・保護者との相談 相談者への心理的見立て ストレスチェック等	教職員(担 任教諭、教 頭、校長)	必要に応じて医 療機関や福祉 関係機関と連携
司法・法務・警察 に関する分野	刑事施設(刑務所、拘留所) 少年鑑別所・少年院 保護観察所、家庭裁判所、警察	受刑者 非行のある少年 家事事件関係者 犯罪被害者	心理面接、心理検査 プログラムの提供 個別カウンセリング 相談・助言	裁判官	学校や自治体、 福祉関係機関 等と連携が必要
産業・労働 に関する分野	企業等 外部従業員支援プログラム(EAP)	労働者	メンタルヘルス施策の立 案・実施 相談・助言 メンタルヘルス教育	使用者 産業医	必要に応じて医 療機関と連携

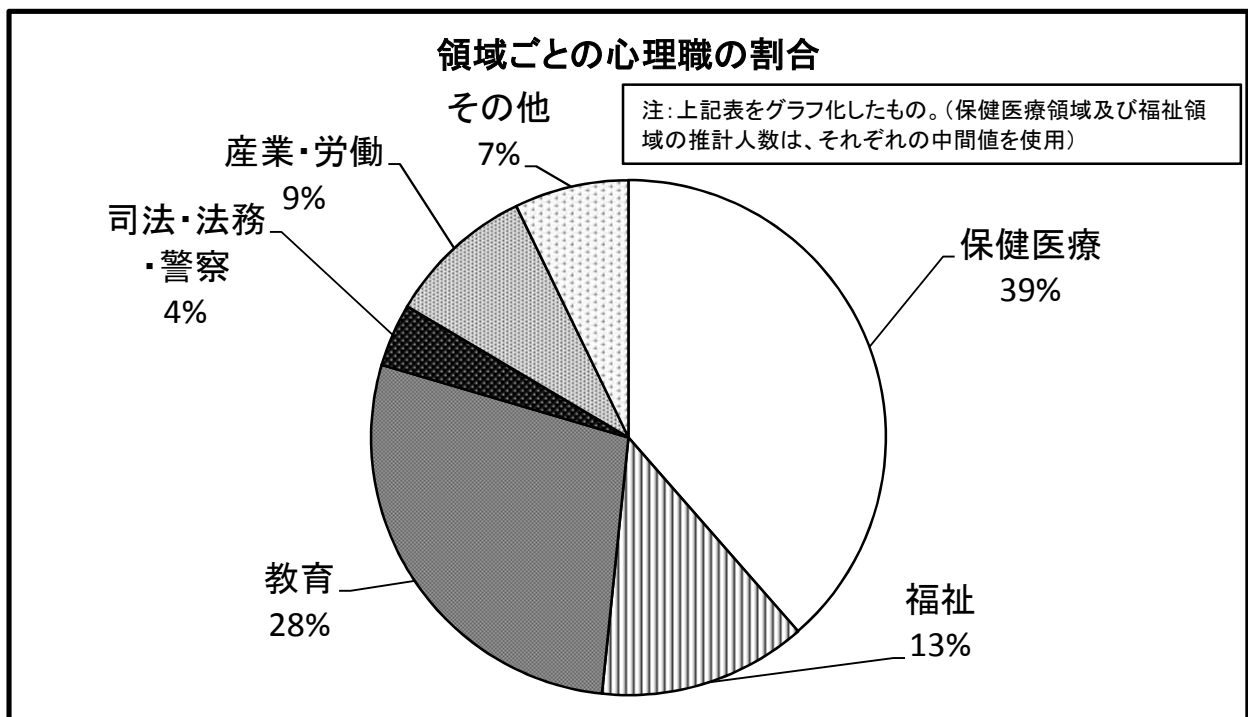
平成26年度 厚生労働科学特別研究事業 心理職の役割の明確化と育成に関する研究(主任研究者:村瀬嘉代子) を踏まえ、厚生労働省障害  
保健福祉部精神・障害保健課で整理。

(※)なお、公認心理師は、支援を要する者に当該支援に係る主治の医師がある場合には、その指示を受けることとなっている。(公認心理師法第42  
条第2項)

## 心理職としての現状の勤務者数

領域	施設等	推計人数(※)
保健医療	精神科病院、精神科診療所、一般病院、 介護老人保健施設、保健所・保健センター、 精神保健福祉センター	22,926 ~ 24,506
福祉	老人福祉施設、障害者施設、女性福祉施設、 児童福祉施設等	5,500 ~ 10,600
教育	スクールカウンセラー(公立学校、私立学校)、 教育相談(教育センター、市町村機関等)、 学生相談(大学、短期大学等)等	17,170
司法・法務・警察	少年鑑別所、刑事施設、少年院、裁判所 (家庭裁判所調査官)、警察等	2,428
産業・労働	企業等	5,723
その他	私設心理相談室	4,420
計		58,167 ~ 64,847

(※) 推計人数は非常勤職として複数の領域で勤務している心理職も含めて計算しているため、  
実際の全領域の心理職者数は38,000~40,000名と推計される。



平成26年度 厚生労働科学特別研究事業 心理職の役割の明確化と育成に関する研究  
(主任研究者: 村瀬嘉代子)を踏まえ、厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課で整理。